

令和 6 年 9 月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目 次

1 予算関係について

(1) 令和6年度熊本県補正予算について

令和6年度9月補正予算資料	1
令和6年度9月補正予算総括表	2
令和6年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
道路整備課	3
都市計画課	4
河川課	5
建築課	6

(2) 令和6年度熊本県補正予算について（追号分）

令和6年度熊本県一般会計補正予算（議案第62号）	
道路保全課	7
砂防課	8

(3) 令和6年度繰越明許費について

令和6年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	9
令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第2号）	
令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号議案）	

2 条例等関係について

(1) 令和6年度市町村負担金について

令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業 の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について（議案第14号）	1 1
令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金について（議案第15号）	1 3
令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金について（議案第16号）	1 4

令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について（議案第17号）	15
令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について（議案第18号）	16
令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について （議案第19号）	17
（2）工事請負契約の締結について	
道路整備課（議案第22号）	19～21
営繕課（議案第23号）	23～25
（3）専決処分の報告及び承認について	
道路保全課（議案第24号～第40号）	27～46
（4）熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について	
道路整備課（報告第28号）	47
（5）一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について	
河川課（報告第29号）	48

令和6年度9月補正予算資料

(単位:千円)

区 分	一般会計						計			特 別 会 計 等			合 計				
	普 通 建 設 事 業			災 害 復 旧 事 業			投資的経費計	消費的経費	一般会計計	投資的経費	消費的経費	特別会計等計					
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業											
補正前予算額	45,659,662	27,361,781	11,419,410	8,602,975	546,000		93,589,828	10,701,064	104,290,892	6,663,410	5,734,475	12,397,885	116,688,777				
今回補正額		2,699,250		1,094,609	200,000		3,993,859	3,400	3,997,259				3,997,259				
合 計	45,659,662	30,061,031	11,419,410	9,697,584	746,000		97,583,687	10,704,464	108,288,151	6,663,410	5,734,475	12,397,885	120,686,036				
【各課別内訳】														(上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)			
監 理 課		122,192					122,192	787,637	909,829				909,829				
用地対策課								88,258	88,258	1,000,000	101,000	1,101,000	1,189,258				
土木技術管理課		96,068					96,068	131,445	227,513				227,513				
道路整備課	17,417,361	1,815,008	7,100,180				26,332,549	802,708	27,135,257				27,135,257				
道路保全課	7,864,484	5,535,309			200,000		200,000		200,000				200,000				
					546,000		13,945,793	3,375,006	17,320,799				17,320,799				
都市計画課		856,000					856,000		856,000				856,000				
	5,390,228	3,469,754					8,859,982	617,344	9,477,326				9,477,326				
下水環境課	401,826	119,164					520,990	691,611	1,212,601	3,185,410	3,312,195	6,497,605	7,710,206				
河 川 課		1,561,000		1,094,609			2,655,609		2,655,609				2,655,609				
	6,452,429	13,102,186	2,393,530	9,697,584	200,000		31,845,729	696,377	32,542,106				32,542,106				
港 湾 課	1,860,660	2,246,866	1,126,860				5,234,386	1,488,421	6,722,807	2,478,000	2,321,280	4,799,280	11,522,087				
砂 防 課		214,000					214,000		214,000				214,000				
	5,210,063	2,451,358	798,840				8,460,261	322,598	8,782,859				8,782,859				
建 築 課		68,250					68,250	3,400	71,650				71,650				
	141,099	76,390					217,489	473,819	691,308				691,308				
営 繕 課		941,501					941,501	239,531	1,181,032				1,181,032				
住 宅 課	921,512	85,235					1,006,747	989,709	1,996,456				1,996,456				
合 計		2,699,250		1,094,609	200,000		3,993,859	3,400	3,997,259				3,997,259				
	45,659,662	30,061,031	11,419,410	9,697,584	746,000		97,583,687	10,704,464	108,288,151	6,663,410	5,734,475	12,397,885	120,686,036				

令和 6 年 度 9 月 補 正 予 算 総 括 表

(単位：千円)

1 一般会計

課 名	補正前予算額	今回補正額			合 計	今 回 補 正 額 の 財 源 内 訳			
		補 正 額	補 正 額 (追号分)	計		特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
監 理 課	909, 829				909, 829				
用 地 対 策 課	88, 258				88, 258				
土 木 技 術 管 理 課	227, 513				227, 513				
道 路 整 備 課	27, 135, 257				27, 135, 257				
道 路 保 全 課	17, 120, 799		200, 000	200, 000	17, 320, 799		181, 000		19, 000
都 市 計 画 課	8, 621, 326	856, 000		856, 000	9, 477, 326		557, 000	80, 000	219, 000
下 水 環 境 課	1, 212, 601				1, 212, 601				
河 川 課	29, 886, 497	2, 655, 609		2, 655, 609	32, 542, 106	715, 461	1, 876, 000		64, 148
港 湾 課	6, 722, 807				6, 722, 807				
砂 防 課	8, 568, 859		214, 000	214, 000	8, 782, 859		206, 000		8, 000
建 築 課	619, 658	71, 650		71, 650	691, 308	1, 699			69, 951
営 繕 課	1, 181, 032				1, 181, 032				
住 宅 課	1, 996, 456				1, 996, 456				
合 計	104, 290, 892	3, 583, 259	414, 000	3, 997, 259	108, 288, 151	717, 160	2, 820, 000	80, 000	380, 099

2 港湾整備事業特別会計

港 湾 課	4,051,199				4,051,199				
-------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港 湾 課	748,081				748,081				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用 地 対 策 課	1,101,000				1,101,000				
-----------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

5 下水道事業会計

下 水 環 境 課	6,497,605				6,497,605				
-----------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

土 木 部 合 計	116,688,777	3,583,259	414,000	3,997,259	120,686,036	717,160	2,820,000	80,000	380,099
-----------	-------------	-----------	---------	-----------	-------------	---------	-----------	--------	---------

令和6年度9月補正予算

道路整備課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明							
					特 定 財 源			一般財源								
					国支出金	地 方 債	そ の 他									
P 3 4	道 路 新 設 改 良 費		17, 985, 604		17, 985, 604					【債務負担行為の設定】 国道389号下田南2号橋（天草市） <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>7</td><td>300, 000</td></tr><tr><td>8</td><td>50, 000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	7	300, 000	8	50, 000
	年 度	限 度 額														
	7	300, 000														
8	50, 000															
	地 域 道 路 改 築 費		10, 829, 424		10, 829, 424											
道 路 整 備 課 計		27, 135, 257		27, 135, 257												

都市計画課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 3 0	土 地 区 画 整 理 費	3, 513, 410	856, 000	4, 369, 410		557, 000	80, 000	219, 000	
	土 地 区 画 整 理 事 業 費	3, 636, 746	856, 000	4, 492, 746		557, 000	80, 000	219, 000	【熊本地震】 益城中央地区（益城町）
都 市 計 画 課 計		8, 621, 326	856, 000	9, 477, 326		557, 000	80, 000	219, 000	

令和6年度9月補正予算

河川課（一般会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
						特 定 財 源				一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 9	河 川 改 良 費		12, 014, 073	1, 561, 000	13, 575, 073		1, 498, 000		63, 000	
		単県河川等災害関連事業費	1, 560, 000	1, 561, 000	3, 121, 000		1, 498, 000		63, 000	国庫補助災害復旧事業の対象とならない復旧等に伴う事業費の増 【令和２年７月豪雨】 491, 000 【令和６年梅雨前線豪雨等】 1, 070, 000
土 木 費 計			21, 083, 522	1, 561, 000	22, 644, 522		1, 498, 000		63, 000	
P 3 3	河 川 等 補 助 災 害 復 旧 費		8, 602, 975	1, 094, 609	9, 697, 584	715, 461	378, 000		1, 148	
		現 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 復 旧 費	930, 500	1, 094, 609	2, 025, 109	715, 461	378, 000		1, 148	令和６年地すべり・梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に伴う事業費の増
災 害 復 旧 費 計			8, 802, 975	1, 094, 609	9, 897, 584	715, 461	378, 000		1, 148	
河 川 課 計			29, 886, 497	2, 655, 609	32, 542, 106	715, 461	1, 876, 000		64, 148	

建築課 (一般會計)

建築課 (一般會計)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 8	建 築 指 導 費	215, 747	71, 650	287, 397	1, 699			69, 951	住宅耐震化の推進に要する経費
	建 築 基 準 行 政 費	54, 605	71, 650	126, 255	1, 699			69, 951	
建	築 課 計	619, 658	71, 650	691, 308	1, 699			69, 951	

令和6年度9月補正予算

道路保全課 (一般會計)

(単位:千円)

説明書の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 6	河川等単県災害復旧費	346,000	200,000	546,000		181,000		19,000	台風第10号により発生した道路上の倒木等の除去や路面の清掃等に要する事業費の増 県内一円
	現年発生災害復旧工事費	346,000	200,000	546,000		181,000		19,000	
道 路 保 全 課 計		17,120,799	200,000	17,320,799		181,000		19,000	

砂 防 課 (一 般 会 計)

砂 防 課 (一 般 会 計)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 5	砂 防 費	8,214,945	214,000	8,428,945		206,000		8,000	台風第10号に伴う既設砂防設備の機能回復に要する事業費の増 小川内川砂防堰堤（水上村）外4箇所
	単県砂防施設維持管理費	947,674	214,000	1,161,674		206,000		8,000	
砂 防 課 計		8,568,859	214,000	8,782,859		206,000		8,000	

令和6年度繰越明許費

1 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号議案)

(単位：千円)

款	項	金額	説明
土木費		15,292,845	
	土木管理費	115,000	建築課
	道路橋りょう費	7,184,269	道路整備課、道路保全課
	河川海岸費	2,134,000	河川課、砂防課
	港湾費	1,106,300	港湾課
	都市計画費	4,753,276	都市計画課
合計		15,292,845	

2 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号議案)

(単位：千円)

款	項	金額	説明
土木費		890,000	
	港湾費	890,000	港湾課

3 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号議案)

(単位：千円)

款	項	金額	説明
土木費		675,000	
	港湾費	675,000	港湾課

合計	16,857,845	(単位：千円)
----	------------	---------

第 14 号

令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について
 令和6年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の10分の1に相当する金額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の20分の1に相当する金額
6 重要港湾改修事業	工事費の10分の1に相当する金額
7 地方港湾改修事業	工事費の5分の1に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の6分の1に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の10分の1に相当する金額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分場整備に限る。）	工事費の10分の1に相当する金額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要	工事費の20分の1に相当する金額

援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)	
1 2 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。) (公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 3 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。) (公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 4 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。) (公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)	工事費の5分の1に相当する金額
1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業	工事費の3分の1に相当する金額
1 6 単県砂防事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法 (昭和23年法律第109号) 第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 15 号

令和 6 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和 6 年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 6 年 9 月 11 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業 (改良)	工事費の 10 分の 1. 5 に相当する金額
2 単県道路改良事業 (側溝整備)	工事費の 10 分の 1. 5 に相当する金額

(提案理由)

令和 6 年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 52 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和6年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
3 単県海岸保全事業	工事費の20分の1に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和6年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

令和 6 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和 6 年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 50 円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 100 円及び資本費 68,791,659 円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 151 円

(提案理由)

令和 6 年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 31 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

令和 6 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について
令和 6 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 6 年 9 月 11 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額

(提案理由)

令和 6 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 16 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の締結について

新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 菊池郡菊陽町原水地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで
- 5 契 約 金 額 619,960,000円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅中央街7番21号
日立造船株式会社九州支社
支社長 徳尾真信

- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札
(提案理由)

新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30条）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類	鋼構造物工事
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	鋼橋上部工工事の総合評定値が1, 100点以上。 なお、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者にあつては、加算後の総合評定値。
営業所の所在地	九州地域内に営業所を有すること。
施工実績に関する事項	平成22年度(2010年度)以降、元請けとして国内において完成した公共工事の鋼構造物工事で、橋長76m以上かつ最大支間長26m以上の鋼橋上部工工事(同一工事において製作・架設いづれも行ったことを要する。)の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法(昭和24年法律100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。
施工経験	平成22年度(2010年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。なお、製作(工場)の配置予定技術者と架設(現場)の配置予定技術者が同一人でない場合は、各配置予定技術者が施工実績に掲げる条件を満たす工事のうち、配置予定の業務(製作又は架設)について、施工経験を有すること。
資格等	鋼構造物工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又は鋼構造物工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は、鋼構造物工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制やその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、橋梁上部工工事(鋼橋)において、「鋼橋溶接の品質確保と架設精度の向上」及び「資機材等搬出入時や桁架設、高所作業時の安全確保」、「近隣住民に対する騒音低減対策」について、課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 = 技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格

※標準点 64 点、加算点 36 点、施工体制評価点 30 点の 130 点満点

※評価値の表示については、評価値に対し 100,000,000 を乗じている。(小数点以下 5 位を四捨五入)

評価の視点	評価項目
工事的目的物の性能、機能の向上に関する事項	① 鋼橋溶接の品質確保と架設精度の向上に関すること
現場状況に適合した施工上の課題に関する事項	② 資機材等搬出入時や桁架設、高所作業時の安全確保に関すること ③ 近隣住民に対する騒音低減対策に関すること

3 開札及び総合評価結果

(価格の単位：円)

業 者 名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
日立造船株式会社 九州支社	127.7	563,600,000	22.6579	[落札]
清本鉄工株式会社 福岡支社	121.0	563,700,000	21.4653	
株式会社 名村造船所佐賀営業所	126.7	563,600,000	22.4805	
株式会社 駒井ハルテック九州営業所	117.0	568,910,000	20.5656	
予 定 価 格 (税抜き)	614,955,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	563,178,800	
失格判断基準価格 (税抜き)	535,420,244	開 札 日	令和6年7月10日	

第 23 号

工事請負契約の締結について

玉名高校長寿命化改修（第一期）工区1工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 玉名高校長寿命化改修（第一期）工区1工事

2 工 事 内 容 （1）第2棟普通教室棟の改修

鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延べ面積3,290平方メートル

（2）渡り廊下棟の改修

鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積386平方メートル

（3）昇降口棟の改修

鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積321平方メートル

3 工 事 場 所 玉名市中1853番地地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年2月20日まで

5 契 約 金 額 581,900,000円

6 契 約 の 相 手 方 玉名市中1189番地

熊野・肥後木村建設工事共同企業体

代表者 株式会社熊野組 代表取締役 熊野有郎

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

玉名高校長寿命化改修（第一期）工区1工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

1 競争入札に参加する者に必要な資格

概 要

営繕課

建設工事の種類		建築一式工事	
共同企業体の構成員		2者	
資 格 要 件	代表構成員 (構成員1)	構 成 員 2	
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値	A 1 等 級	A 1 等 級	
営 業 所 の 所 在 地	熊本県内に主たる営業所を有すること。		熊本県内に主たる営業所を有すること。
施工実績に関する事項	平成22年度(2010年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が4.6億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)		
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。		
	施工経験	平成22年度(2010年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者	なし
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者	建築一式工事に關し、建設業法第7条第2号ハ又は同法第15条第2号イ(国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。)に該当する者
その他		当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 ＝ 技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

※ 標準点63点、加算点37点、施工体制評価点30点の130点満点

※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。（小数点以下5位を四捨五入）

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 屋上防水の品質確保に関する提案
安全確保に関する提案	② 資機材搬出搬入における生徒及び学校関係者への安全確保に関する提案 ③ クレーン等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案
施工上の課題に関する提案	④ 生徒及び学校関係者への騒音対策に関する提案 ⑤ 外壁改修時の粉塵対策に関する提案 ⑥ 仮設工における隣接工事との調整に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
熊野・肥後木村建設工事共同企業体	118.82	529,000,000	22.4612	[落札]
三和・橋本建設工事共同企業体	110.98	530,000,000	20.9396	
予定価格 (税抜き)	530,115,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	487,705,800	
失格判断基準価格 (税抜き)	475,742,636	開 札 日	令和6年7月10日	

第 24 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専 決 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年9月17日 主要地方道熊本高森線 上益城郡益城町大字安永 地内 段差	個 人 (車両所有者)	9,560円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 25 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 8 号

和解 及び 損害賠償額の決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年2月22日 一般国道218号 上益城郡山都町大字男成 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	48,105円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 26 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専 決 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年3月25日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	13,146円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 27 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 11 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 10 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 6 年 8 月 15 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 6 年 3 月 25 日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	2,805 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 28 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 11 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年3月25日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	34,089円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 29 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 12 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般国道218号 下益城郡美里町大字船津 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	20,691円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 30 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般国道218号 下益城郡美里町大字船津 地内 穴ばこ	個 人 (車両所有者)	28,267円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 31 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 14 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般国道218号 下益城郡美里町大字船津 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	30,446円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 32 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年3月25日 一般県道堂園小森線 上益城郡益城町大字杉堂 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	40,443円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 33 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 16 号

和解 及び 損害賠償額の決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年3月25日 一般県道堂園小森線 上益城郡益城町大字杉堂 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	2,310円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 34 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	9,741円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 35 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 18 号

和解 及び 損害賠償額の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年3月25日 一般国道266号 宇城市松橋町古保山地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	126,872円	当事者双方は、今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 36 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月26日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	15,900円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 37 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 20 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年4月8日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	71,271円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 38 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 21 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年5月16日 一般国道265号 阿蘇市一の宮町坂梨地内 安全施設不備	個 人 (車両所有者)	71,540円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 39 号

専決処分 の 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 22 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年5月16日 一般県道中河間多良木線 球磨郡多良木町大字久米 地内 倒木	個 人 (車両所有者)	94,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 4 0 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月28日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年6月28日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ばこ	個 人 (車両所有者)	12,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
1	24	段差	令和5年9月17日 午後8時頃	上益城郡益城町大字安永地内 主要地方道熊本高森線	23,900	8割 (県4割、町4割)	9,560	被害者が、普通乗用自動車で運転進行し、主要地方道熊本高森線から路外敷地に右折進入する際、進路上に設置されたマンホールと路面との高低差で発生した段差に車底部を衝突し、損傷したもの。 ※ 熊本県と益城町が共同賠償
2	25	穴ぼこ	令和6年2月22日 午前10時頃	上益城郡山都町大字男成地内 一般国道218号	160,350	3割	48,105	被害者が、一般国道218号を上益城郡御船町方面から宮崎県方面に向けて、普通乗用自動車運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したもの。
3	26	穴ぼこ	令和6年3月25日 午前5時50分頃	宇城市豊野町安見地内 主要地方道小川嘉島線	18,780	7割	13,146	被害者が、主要地方道小川嘉島線を宇城市小川町方面から熊本市南区城南町方面に向けて、軽四輪乗用自動車運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したもの。
4	27	穴ぼこ	令和6年3月25日 午前6時50分頃	宇城市豊野町安見地内 主要地方道小川嘉島線	9,350	3割	2,805	被害者が、主要地方道小川嘉島線を宇城市小川町方面から熊本市南区城南町方面に向けて、軽四輪乗用自動車運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したもの。
5	28	穴ぼこ	令和6年3月25日 午前6時50分頃	宇城市豊野町安見地内 主要地方道小川嘉島線	113,630	3割	34,089	被害者が、主要地方道小川嘉島線を宇城市小川町方面から熊本市南区城南町方面に向けて、軽四輪乗用自動車運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したもの。
6	29	穴ぼこ	令和6年3月25日 午前10時50分頃	下益城郡美里町大字船津地内 一般国道218号	68,970	3割	20,691	被害者が、一般国道218号を上益城郡山都町方面から上益城郡甲佐町方面に向けて、軽四輪乗用自動車運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪等を損傷したもの。
7	30	穴ぼこ	令和6年3月25日 午前10時50分頃	下益城郡美里町大字船津地内 一般国道218号	94,223	3割	28,267	被害者が、一般国道218号を上益城郡山都町方面から上益城郡甲佐町方面に向けて、軽四輪乗用自動車運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪等を損傷したもの。

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
8	31	穴ぼこ	令和6年3月25日	下益城郡美里町大字船津地内	101,486	3割	30,446	被害者が、一般国道218号を上益城郡山都町方面から上益城郡甲佐町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪等を損傷したものの。
			午後0時55分頃	一般国道218号				
9	32	穴ぼこ	令和6年3月25日	上益城郡益城町大字杉堂地内	134,810	3割	40,443	被害者が、一般県道堂園小森線を阿蘇郡西原村方面から上益城郡益城町大字小谷方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したものの。
			午後0時30分頃	一般県道堂園小森線				
10	33	穴ぼこ	令和6年3月25日	上益城郡益城町大字杉堂地内	7,700	3割	2,310	被害者が、一般県道堂園小森線を阿蘇郡西原村方面から上益城郡益城町大字小谷方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものの。
			午後1時30分頃	一般県道堂園小森線				
11	34	穴ぼこ	令和6年3月25日	上益城郡益城町大字宮園地内	13,915	7割	9,741	被害者が、一般県道益城菊陽線を熊本市東区戸島方面から上益城郡益城町大字寺迫方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものの。
			午後6時40分頃	一般県道益城菊陽線				
12	35	穴ぼこ	令和6年3月25日	宇城市松橋町古保山地内	158,590	8割	126,872	被害者が、一般国道266号を熊本市南区城南町方面から宇城市松橋町曲野方面に向けて、一般原動機付自転車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに自車の前輪がはまって転倒し、打撲等の傷害を負うとともに、自車の右側カウル等を損傷したものの。
			午後9時5分頃	一般国道266号				
13	36	穴ぼこ	令和6年3月26日	上益城郡益城町大字宮園地内	53,000	3割	15,900	被害者が、一般県道益城菊陽線を熊本市東区小山方面から上益城郡益城町大字寺迫方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものの。
			午前7時30分頃	一般県道益城菊陽線				
14	37	穴ぼこ	令和6年4月8日	宇城市豊野町安見地内	101,816	7割	71,271	被害者が、主要地方道小川嘉島線を宇城市小川町方面から熊本市南区城南町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左前後輪等を損傷したものの。
			午前5時30分頃	主要地方道小川嘉島線				

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
15	38	安全施設 不備	令和6年5月16日	阿蘇市一の宮町坂梨地内	71,540	10割	71,540	被害者が、一般国道265号を阿蘇市方面から阿蘇郡高森町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、道路左側に設置されたカーブミラーから脱落したミラーが車線上を転がり、車両と衝突し、右前部バンパーを損傷したもの。
			午前7時頃	一般国道265号				
16	39	倒木	令和6年5月16日	球磨郡多良木町大字久米地内	369,501	10割	94,000	被害者が、一般県道中河間多良木線を球磨郡多良木町方面から宮崎県方面に向けて、軽四輪貨物自動車で運転進行中、進行方向左側の法面に生育していた樹木が道路側に倒れ込み、車両に直撃し、ルーフ等を損傷したもの。 ※ 車両の時価額に基づき賠償額を算定
			午前8時45分頃	一般県道中河間多良木線				
17	40	穴ぼこ	令和6年6月28日	上益城郡益城町大字宮園地内	15,000	8割	12,000	被害者が、一般県道益城菊陽線を熊本市東区戸島方面から上益城郡益城町大字寺迫方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左後輪を損傷したもの。
			午前10時30分頃	一般県道益城菊陽線				

報告第 28 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 29 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団
法人白川水源地域対策基金の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

